



# 山形県公報

令和6年7月9日(火)  
第518号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

- 山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(税 政 課) ……774
- 山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則……………(DX推進課) ……775
- 山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………(子ども成育支援課) ……同
- 山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………( 同 ) ……776

### 告 示

- 県議会定例会の閉会……………(財 政 課) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(最上総合支庁地域健康福祉課) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………( 同 ) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………( 同 ) ……777
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………( 同 ) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………( 同 ) ……同
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(農業技術環境課) ……778
- 地域登録検査機関の登録の更新……………( 同 ) ……同
- 地籍調査事業計画の決定……………(農村計画課) ……779
- 県営土地改良事業計画の決定……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 県営土地改良事業計画の変更……………( 同 ) ……780
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 公共測量の終了の通知……………( 同 ) ……781
- 公共測量の実施の変更の通知……………( 同 ) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同

### 人事委員会関係

#### 規 則

- 山形県人事委員会規則5-2(特殊勤務手当支給の基準と手続)の一部を改正する規則……………同

### 企業局関係

#### 規 程

- 山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程……………782

病院事業局関係

規 程

○山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程……………783

そ の 他

○令和6年度行政書士試験の実施……………（市町村課）…同

正 誤

規 則

山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第58号

山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例施行規則（平成28年3月県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中

	この申請に 答 ずる係及び氏名		を
	この申請に 答 ずる係及び氏名		に、「に係る」
特定業務施設の新設に併せて整備された特定業務児童福祉施設の有無	有 ・ 無		

を「(特定業務児童福祉施設の用に供するものを除く。)に係る」に改め、同様式の注書第3項中「及び」を「、」に、「の欄」を「及び「特定業務施設の新設に併せて整備された特定業務児童福祉施設の有無」の欄」に改める。

別記様式第2号中

	この申請に 答 ずる係及び氏名		を
	この申請に 答 ずる係及び氏名		に改め、同様
特定業務施設の新設に併せて整備された特定業務児童福祉施設の有無	有 ・ 無		

式の注書第3項中「及び」を「、」に、「の欄」を「及び「特定業務施設の新設に併せて整備された特定業務児童福祉施設の有無」の欄」に改め、同様式の付表第1項の表中「増設した特別償却設備」を「増設した特別償却設備（特定業務児童福祉施設の用に供するものを除く。）」に改める。

別記様式第3号中

	この申請に 答 ずる係及び氏名		を
--	--------------------	--	---

	この申請に 答 する係及び氏名		に改め、同様
特定業務施設の新設に併せて整備された特 定業務児童福祉施設の有無	有 ・ 無		

式の注書第4項中「の欄」を「及び「特定業務施設の新設に併せて整備された特定業務児童福祉施設の有無」の欄」に改める。

別記様式第4号中

	この申請に 答 する係及び氏名		を
--	-----------------------	--	---

	この申請に 答 する係及び氏名		に改め、同様
特定業務施設の新設に併せて整備された特 定業務児童福祉施設の有無	有 ・ 無		

式の注書第4項中「の欄」を「及び「特定業務施設の新設に併せて整備された特定業務児童福祉施設の有無」の欄」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第59号**

**山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則**

山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に関する規則（平成27年12月県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項第7号並びに第3条第2項第1号及び第5項第1号ニ中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第60号**

**山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則**

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第30条中「20人」を「15人」に、「30人」を「25人」に改める。

**附 則**

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第30条に規定する保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の同条の規定は適用せず、改正前の同条の規定は、なおその効力を有する。

山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第61号**

**山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則**

山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成26年10月県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

**附 則**

- この規則は、公布の日から施行する。
- 山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第4条第2項に規定する園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の同項第3号及び第4号の規定は適用せず、改正前の同項第3号及び第4号の規定は、なおその効力を有する。

**告 示**

**山形県告示第508号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により令和6年6月18日招集した山形県議会定例会は、同年7月5日閉会した。

令和6年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県告示第509号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和6年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社灯	鮭川訪問看護ステーション ともり 最上郡鮭川村大字川口2839番地33	訪 問 看 護	令和 6. 7. 1

**山形県告示第510号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和6年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社灯	鮭川訪問看護ステーション ともり 最上郡鮭川村大字川口2839番地33	介護予防訪問看護	令和 6. 7. 1

## 山形県告示第511号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和6年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社アイ・ケアライフ	鮭川訪問看護ステーション ともり 最上郡鮭川村大字川口2839番地33	訪 問 看 護	令和 6. 6. 30

## 山形県告示第512号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和6年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社アイ・ケアライフ	鮭川訪問看護ステーション ともり 最上郡鮭川村大字川口2839番地33	介護予防訪問看護	令和 6. 6. 30

## 山形県告示第513号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和6年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
合同会社 S t e p b y S t e p	ひばり訪問看護ステーション米沢 米沢市泉町二丁目3番10号	訪 問 看 護	令和 6. 7. 1
有限会社敬愛会	訪問看護ステーション ナーシングケア こもれび 米沢市大字花沢3069番地の2	訪 問 看 護	同

## 山形県告示第514号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和6年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
合同会社 S t e p b y S t e p	ひばり訪問看護ステーション米沢 米沢市泉町二丁目3番10号	介護予防訪問看護	令和 6. 7. 1
有限会社敬愛会	訪問看護ステーション ナーシングケア こもれび 米沢市大字花沢3069番地の2	介護予防訪問看護	同

**山形県告示第515号**

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和6年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
株式会社米シスト庄内  
代表取締役 佐藤 優人  
東田川郡庄内町久田字寺前8番地
- 2 届出の内容

登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
株式会社米シスト庄内 代表取締役 佐藤 彰一 東田川郡庄内町久田字寺前8番地	株式会社米シスト庄内 代表取締役 佐藤 優人 東田川郡庄内町久田字寺前8番地	令和6年3月11日

**山形県告示第516号**

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をした。

令和6年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 登録年月日及び登録番号  
平成16年7月23日  
30
- 2 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
荘内米穀商業協同組合  
代表理事 石畑 茂  
酒田市大宮町二丁目6番地の1
- 3 農産物検査を行う農産物の種類  
国内産玄米
- 4 登録の区分  
品位等検査
- 5 農産物検査を行う区域  
山形県
- 6 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	農産物検査を行う農産物の種類	備 考
梅 津 伸 一	玄米	国内産農産物に限る。
庄 司 光 哉	玄米	
齋 藤 孝 男	玄米	

**山形県告示第517号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和6年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

令和6年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
山 形 市	大字下樫沢、天神台及び平田の各一部	令和5年5月25日から令和7年3月31日まで
	大字志戸田、大字風間、大字青柳、大字十文字、大字下東山及び大字中里の各一部	令和5年12月15日から令和7年3月31日まで
	大字風間、大字切畑、大字下東山、大字志戸田、大字鮎洗、東志戸田、大字下樫沢、天神台及び平田の各一部	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
米 沢 市	遠山町の一部	同
鶴 岡 市	谷定の一部	同
酒 田 市	北沢及び北俣の各一部	同
上 山 市	四ツ谷一丁目、旭町二丁目、新町一丁目、新町二丁目、御井戸丁、新丁、軽井沢二丁目、河崎四丁目、葉山、河崎及び長清水の各一部	同
長 井 市	今泉の一部	同
天 童 市	大字蔵増、大字荒谷、大字高揃、大字長岡、大字芳賀、大字清池、大字北目及び石鳥居の各一部	令和5年12月15日から令和7年3月31日まで
	大字荒谷の一部	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
南 陽 市	宮内の一部	同
高 島 町	大字高島及び大字泉岡の各一部	同
白 鷹 町	大字萩野の一部	同
飯 豊 町	大字上原の一部	同

**山形県告示第518号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営苳高山地区土地改良事業（農地整備事業（中山間地域型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営苳高山地区土地改良事業（農地整備事業（中山間地域型））計画書の写し

## 2 縦覧に供する場所

川西町役場

## 3 縦覧に供する期間

令和6年7月9日から同年8月7日まで

## 4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第519号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営飯豊地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 縦覧に供する書類の名称

県営飯豊地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））変更計画書の写し

## 2 縦覧に供する場所

飯豊町役場

## 3 縦覧に供する期間

令和6年7月9日から同年8月7日まで

## 4 その他

- (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第520号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、鶴岡市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 公共測量を実施する地域

鶴岡市昭和町地内

## 2 公共測量を実施する期間

令和6年7月8日から同年10月30日まで

## 3 作業の種類

公共測量（基準点測量）

**山形県告示第521号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
西村山郡朝日町大字杉山地内
- 2 公共測量を実施した期間  
令和5年8月30日から令和6年6月21日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量、地形測量、路線測量）

**山形県告示第522号**

令和6年6月県告示第450号（公共測量の実施の通知）により告示された公共測量について、国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所長から次のとおり変更して実施する旨の通知があった。

令和6年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

公共測量を実施する期間

- （変更前）令和6年5月27日から同年6月28日まで  
（変更後）令和6年5月27日から同年9月26日まで

**山形県告示第523号**

次の開発行為は、完了した。

令和6年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
令和5年8月9日 指令村総建第187号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
寒河江市大字寒河江字上野丙1947番1の一部、丙1948番2の一部、甲1149番2の一部、字高瀬山乙978番3の一部、乙978番152、乙978番31、乙978番3地先、字三条丙2289番4、丙2289番4地先（第一工区）
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
寒河江市本町一丁目9番17号 チェリー不動産株式会社 代表取締役 菊地 廣昭

## 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則5-2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月9日

山形県人事委員会

委員長 安 孫 子 俊 彦

**山形県人事委員会規則5-2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を改正する規則**

山形県人事委員会規則5-2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第17号を次のように改める。

(17) 災害応急作業等に従事する職員等の特殊勤務手当については、災害応急作業等従事職員等特殊勤務実績簿（別記様式第1号）

第3条の2の見出し中「公共土木施設等災害応急作業」を「災害応急作業等」に改め、同条第1項を次のように改める。

条例第13条第1項の人事委員会規則で定める職員等は、同項に掲げる職員以外の職員等とする。

第3条の2第3項中「第13条第1項第3号」を「第13条第1項第4号」に改め、同項第2号中「第13条第1項第

1号及び第2号」を「第13条第1項第1号から第3号まで」に改め、同条中第6項を第7項とし、同条第5項中「（昭和36年法律第223号）」を削り、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第13条第2項第3号」を「第13条第2項第4号」に改め、同項第1号中「前項第1号」を「第3項第1号」に改め、同項第2号中「前項第2号」を「第3項第2号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 条例第13条第2項の人事委員会規則で定める災害は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害対策本部若しくは石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく石油コンビナート等現地防災本部が設置され、又は災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害のうち暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、津波、火山爆発又は大規模な火事による災害、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づく原子力災害対策本部が設置された災害（第3条の6第2項において「災害対策本部が設置された災害等」という。）その他人事委員会が定める災害とする。

第3条の6第1項中「第14条第2項の表第14号の心身に著しい負担を与えると」を「第14条第2項の表第14号イの」に改め、同項第1号中「において、警察職員が災害警備、遭難救助又は鑑識作業に引き続き2日以上従事した場合の当該作業」を「における鑑識作業」に改め、同条第5項中「第3条の2第5項各号」を「第3条の2第7項各号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第14条第2項の表第14号」を「第14条第2項の表第14号ハ及びニ」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、同条第2項中「第14条第2項の表第14号」を「第14条第2項の表第14号ハ及びニ」に、「前項」を「同号イ又はロ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第14条第2項の表第14号ロの人事委員会規則で定める災害は、災害対策本部が設置された災害等その他人事委員会が定める災害とする。

第3条の8第1項中「第14条第2項の表第16号のイ」を「第14条第2項の表第16号イ」に改め、同条第2項中「第14条第2項の表第16号のハ」を「第14条第2項の表第16号ハ」に改め、同条第3項中「第14条第2項の表第16号のヘ」を「第14条第2項の表第16号ヘ」に改める。

第3条の9第3項中「（昭和36年法律第223号）」を削る。

第12条第1項第18号中「公共土木施設等災害応急作業」を「災害応急作業等」に改める。

附則第2項の前の見出し中「公共土木施設等災害応急作業」を「災害応急作業等」に、「職員」を「職員等」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の山形県人事委員会規則5-2（特殊勤務手当支給の基準と手続）（以下「改正後の規則」という。）第3条の6第2項の規定は令和6年1月8日から、改正後の規則第3条の2第4項の規定は同年4月29日から適用する。

## 企業局関係

### 規 程

#### 山形県企業管理規程第11号

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年7月9日

山形県企業管理者 松 澤 勝 志

#### 山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程（昭和29年2月山形県電気事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中「公共土木施設等災害応急作業手当」を「災害応急作業等手当」に改める。

第5条の2の3の見出しを「（災害応急作業等手当）」に改め、同条第1項中「公共土木施設等災害応急作業手当」を「災害応急作業等手当」に改め、同項第1号中「第13条第1項第1号又は第2号」を「第13条第1項第1号から第3号まで」に改める。

第5条の2の4第1項、第6条第1項及び附則第4項中「公共土木施設等災害応急作業手当」を「災害応急作業等手当」に改める。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 病院事業局関係

### 規 程

#### 山形県病院事業管理規程第9号

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年7月9日

山形県病院事業管理者 阿 彦 忠 之

#### 山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程（平成15年3月山形県病院事業管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第11条中「公共土木施設等災害応急作業手当」を「災害応急作業等手当」に改める。

第12条第1項中「公共土木施設等災害応急作業従事職員特殊勤務実績簿」を「災害応急作業等従事職員特殊勤務実績簿」に改める。

第18条の3の見出しを「（災害応急作業等手当）」に改め、同条第1項中「公共土木施設等災害応急作業手当」を「災害応急作業等手当」に改め、同項第1号中「第13条第1項第1号又は第2号」を「第13条第1項第1号から第3号まで」に改める。

第18条の4第1項、第23条第1項、附則第9項及び附則第13項中「公共土木施設等災害応急作業手当」を「災害応急作業等手当」に改める。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## そ の 他

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による山形県知事の委任に係る令和6年度行政書士試験を次のとおり実施する。

令和6年7月9日

一般財団法人行政書士試験研究センター

理 事 長 望 月 達 史

#### 1 試験の日時

令和6年11月10日（日）午後1時から午後4時まで

#### 2 試験の場所

山形市上桜田三丁目4番5号 東北芸術工科大学

#### 3 試験の科目及び方法

##### (1) 試験の科目

試 験 科 目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数46題）	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和6年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。
行政書士の業務に関し必要な基礎知識（出題数14題）	一般知識、行政書士法等行政書士業務と密接に関連する諸法令、情報通信・個人情報保護及び文章理解の中からそれぞれ出題し、法令については、令和6年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。

##### (2) 試験の方法

イ 試験は、筆記試験によって行う。

ロ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関し必要な基礎知識」は択一式とする。記述式は、40字程度で記述するものを出题する。

## 4 受験願書及び試験案内の配布と請求方法

## (1) 窓口での配布

配布場所	所在地	配布期間
山形県みらい企画創造部市町村課	山形市松波二丁目8番1号	令和6年7月29日（月）から同年8月30日（金）まで（同月12日（月）並びに土曜日及び日曜日を除く。）午前8時30分から午後5時15分まで
山形県村山総合支庁	山形市鉄砲町二丁目19番68号	
山形県村山総合支庁西村山地域振興局	寒河江市大字西根字石川西355番地	
山形県村山総合支庁北村山地域振興局	村山市楯岡笛田四丁目5番1号	
山形県最上総合支庁	新庄市金沢字大道上2034番地	
山形県置賜総合支庁	米沢市金池七丁目1番50号	
山形県置賜総合支庁西置賜地域振興局	長井市高野町二丁目3番1号	
山形県庄内総合支庁	東田川郡三川町大字横山字袖東19番1	
山形県行政書士会	山形市荒楯町一丁目7番8号 山形県行政書士会館	令和6年7月29日（月）から同年8月30日（金）まで（同月12日（月）から同月15日（木）まで並びに土曜日及び日曜日を除く。）午前9時から午後5時まで

## (2) 郵送による請求

イ 請求期間 令和6年7月8日（月）から同年8月23日（金）まで（同日まで必着とする。）

ロ 請求方法 返信用封筒（角形2号の封筒に、住所、氏名及び郵便番号を記載し、140円分の郵便切手を貼付したもの。）を同封の上、下記の宛先まで請求すること。

宛先 〒252-0299 日本郵便株式会社相模原郵便局留 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課  
ハ 配布 この期間内にロの請求方法により請求があったものについて、令和6年7月29日（月）から郵送により配布する。

## 5 受験手続

## (1) 郵送による受験申込み

イ 受付期間 令和6年7月29日（月）から同年8月30日（金）まで（同日までの消印があるものに限り受け付ける。）

ロ 受付場所 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課（受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、簡易書留で郵送すること。）

ハ 提出書類 受験願書（顔写真及び受付郵便局の日附印のある振替払込受付証明書を貼付したもの。）

## (2) インターネットによる受験申込み

受付期間は、令和6年7月29日（月）午前9時から同年8月27日（火）午後5時までとする。同日午後5時までに入力を完了していない場合は、申込みができなくなるので注意すること。

なお、入力方法等手続の詳細については、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）にアクセスし、確認すること。

## (3) 受験手数料

10,400円（払込方法については、試験案内を確認すること。）

## (4) 連絡先（問合せ先）

一般財団法人行政書士試験研究センター（電話番号03(3263)7700）

## 6 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある方等は、障がい等の状況により必要な措置を講ずることがあるので、希望する者は、受験申込みに先立って必ず5の(4)の連絡先へ相談すること。なお、特例措置の手続については、試験案内を確認すること。

7 合格発表の日時及び方法

(1) 日時 令和7年1月29日（水）午前9時

(2) 方法 一般財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示する。なお、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送する。また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ (<https://gyosei-shiken.or.jp>) に合格者の受験番号を掲載する。

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
令和 6. 4. 1	号外 (12)	4	12	第66条の2 条例第11条第1項の人事委員会規則で定める職員等は、次に掲げる職員とする。	(行政職給料表の9級の職員に相当する職員等) 第66条の2 条例第11条第1項の人事委員会規則で定める職員等は、次に掲げる職員とする。

令和6年7月9日印刷 発行所 山形県庁  
令和6年7月9日発行 発行人 山形県